社会保険「適切な保険」加入について

以下の方は、社会保険未加入であっても「適切な保険」に加入していると認められますので、社会保険加入状況確認の際はご注意ください。※下記以外の場合でも、勤務実態や年齢等により社会保険の適用を受けない場合があります。

健康

保

険

〇個人事業主

- 〇個人事業の場合で、常用労働者が5人未満の事業所の従業員(任意適用 事業所を除く。)
- 〇健康保険組合の保険に加入している方
- 〇適用除外承認を受けた国民健康保険組合の保険(建設国保等)に加入して いる方

厚生年金

〇個人事業主

〇個人事業の場合で、常用労働者が5人未満の事業所の従業員(任意適用 事業所を除く。)

雇用保険

〇個人事業主

〇法人の役員

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」につい 国土交通省

所属する事業所			労働保険	社会保険			「下請指導ガイドライン」における
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険		「適切な保険」の範囲
法人	1人~	常用 労働者	雇用保険※3	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金		3保険 (雇用・医療・厚生年金)
	_	役員等	_	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金		健康保険及び厚生年金保険
個 人事業主	5人~	常用 労働者	雇用保険※3	協会けんぽ健康保険組合適用除外承認を受けた国民健康保 険組合(建設国保等)※1	厚生年金		3保険 (雇用・医療・厚生年金)
	1人~4人	常用 労働者	雇用保険※3	■国民健康保険 ■国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金		雇用保険 (医療保険と年金保険については個人 で加入)
	_	事業主、 一人親方	_	■国民健康保険■国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	•	医療保険と年金保険については 個人で加入 (但し、一人親方は請負としての働き 方をしている場合に限る)※2
							※2 詳しは 一人報方「社会保除加入

- ※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
- ※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入 にあたっての判断事例集」参照。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

| :個人で加入